

序章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 計画改定の背景

白山市では、平成 22 年 3 月に第 1 次白山市都市計画マスタープランを策定し、松任・美川・鶴来・白山ろく地域の均衡ある発展のための都市計画の取り組みを推進してきました。

この間に本市では、人口の増加が鈍化しはじめるとともに、さらなる少子高齢化、市民の価値観・生活様式の多様化、高度情報化、国際化、激甚化する自然災害の発生など、国内外をはじめ社会情勢は大きく変化し、求められる都市計画のあり方も変化が生じています。

このような状況の中、第 1 次のマスタープランの目標年次をむかえることから、第 2 次計画として改定し、新たな社会情勢に対する都市計画ニーズを踏まえ、本市の今後 10 年間の都市計画の目標を定め、自然と都市の共生と地域特性をいかした個性あふれ魅力ある地域の実現をめざしつつ、持続可能なまちの発展を図っていきます。

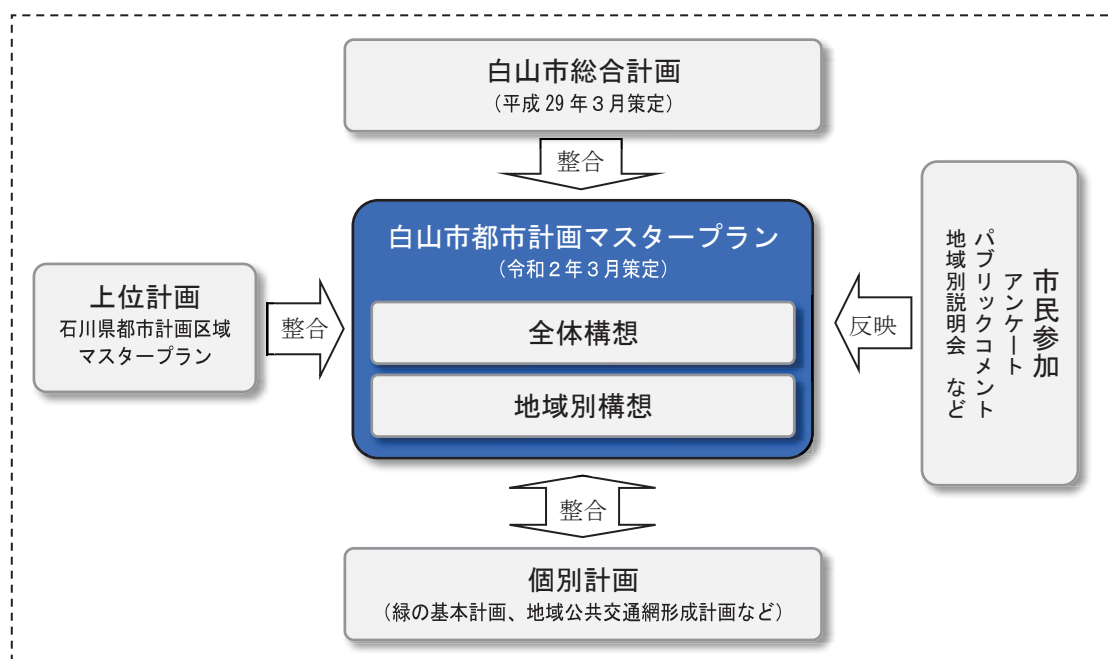


白山と手取川

(2) 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

本マスタープランは、上位計画である第 2 次白山市総合計画（平成 29 年 3 月策定）などに基づき、また、関連する市の個別計画との整合や、平成 27 年に国連サミットで採択された国際目標であり、平成 30 年度より取り組みを進めている SDG s（持続可能な開発目標）の理念も踏まえ、白山市においてめざすべき都市の将来像として、土地利用や都市施設のあり方などに関する基本方針を定め、より詳細かつ具体的なまちづくりの方向性を示すことを目的としています。



新たな開発行為や都市施設の整備など、今後の白山市のまちづくりは本マスタープランで示された方向性に沿って進めるものとします。

(3) 計画の対象範囲

白山市では白山都市計画区域が指定されていますが、白山ろく地域では都市計画区域が指定されていません。

都市計画マスタープランは一般的に、都市計画区域内の基本方針を定めるものですが、白山市全体としての総合的なまちづくりを推進するため、本マスタープランの対象範囲は、前回マスタープランと同様に、白山ろく地域も含めた白山市の行政区域全域とします。

(4) 計画の目標年次

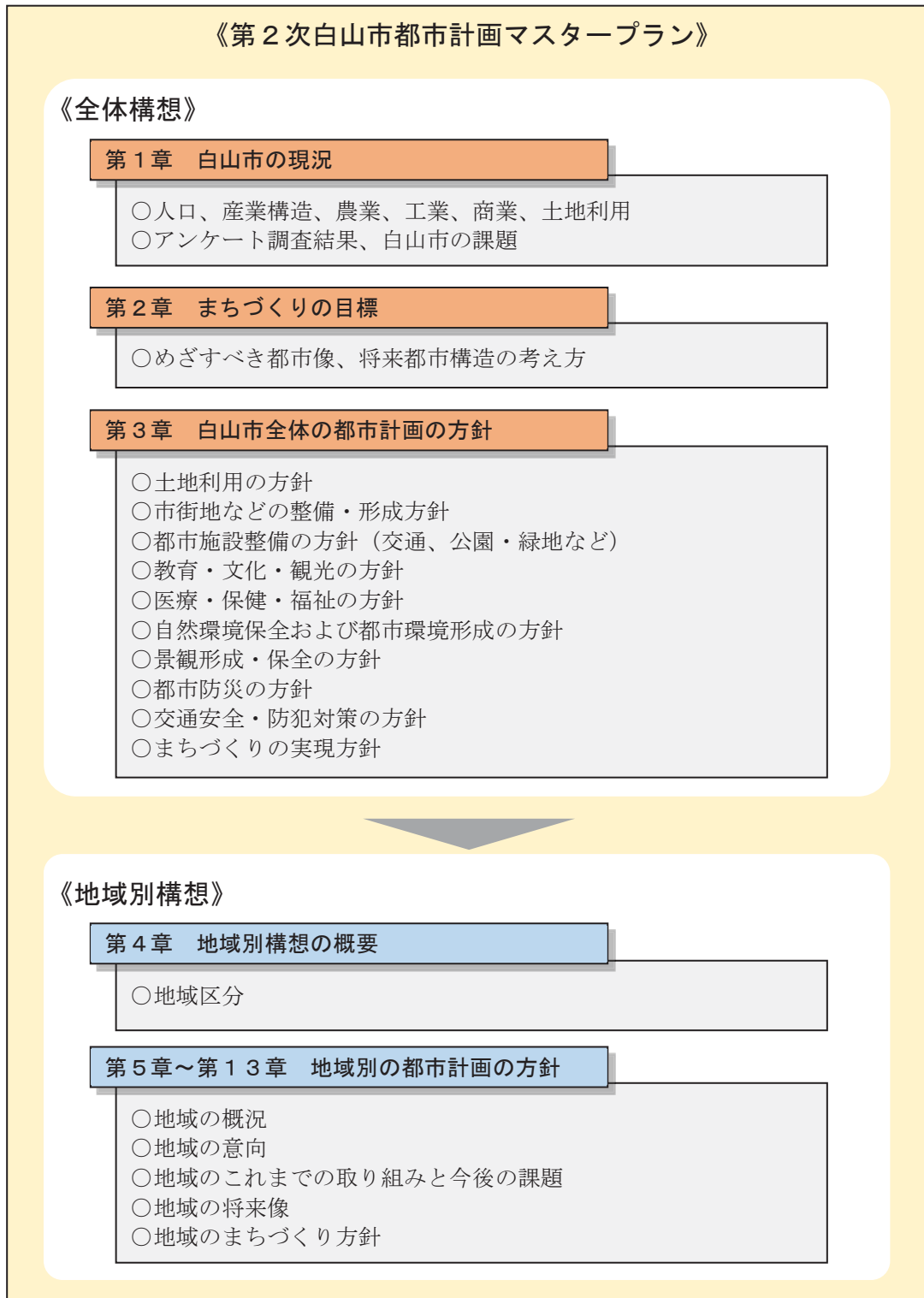
本マスタープランで示す将来像は、概ね 20 年後の将来像を見据えるものとする一方、第 2 次白山市都市計画マスタープランとしての目標年次は、策定年次の令和 2 年から 10 年後の令和 12 年までとします。

2. 都市計画マスタープランの策定内容

(1) 計画の構成

本マスタープランは、めざすべき都市像の実現のために必要な整備方針など、白山市全体における総合的な整備方針である『全体構想』と、地域別でめざすべき市街地像、整備方針などを示す個別方針の『地域別構想』に分けられます。

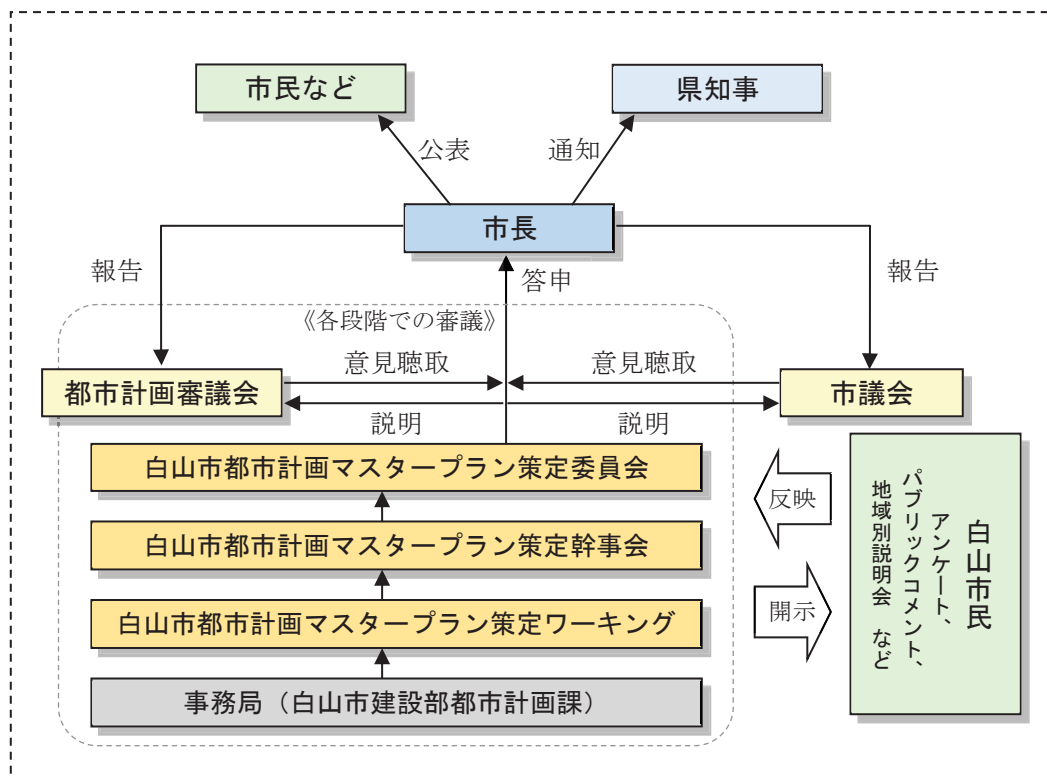
全体構想および地域別構想における構成内容は、以下のとおりです。



3. 都市計画マスタープランの策定体制

(1) 策定体制

本マスタープランは、市民の意見・提案などを反映しながら、「策定ワーキング」「策定幹事会」「策定委員会」などにおいて、計画の各段階における審議を行い、都市計画審議会や市議会などへの説明・意見聴取を経て策定しました。



(2) 策定委員会および幹事会・ワーキングの位置付け

①策定委員会

策定委員会は、学識経験者や市議会議員、地域の代表者（商工業・農業など）、関係行政機関担当者などから構成され、都市計画マスタープランの内容について審議し、市長へ答申する組織です。

②策定幹事会

策定幹事会は、各部長や支所長などから構成され、策定委員会の前段階において、都市計画マスタープランの内容について協議・調整を行う組織です。

③策定ワーキング

策定ワーキングは、各課の中堅・若手の職員から構成され、幹事会の前段階において、都市計画マスタープランの内容ならびに上位・関連計画および事業計画との整合などについて協議・検討を行う組織です。